

令和 7 年度入学



新入生保護者説明会



令和 7 年 2 月 7 日（金）

戸田市立戸田中学校

目次

P 3	本校グランドデザイン
P 4	日課表、教育課程、通知表における評価
P 5	新入生準備登校、入学式
P 6～ 7	学校のきまり
P 8～ 9	制服等の販売店・上履き等への記名
P 10～12	部活動について
P 13～17	年間の諸経費
P 18～21	学校給食とアレルギーについて
P 22～24	学校保健
資料	P T A関係
	さわやか相談室

戸田中学校 〒335-0023 戸田市本町5-8-46 電話 048-442-2627

戸田中学校からの発信専用番号

①080-5890-0033 ②080-5972-0884 ③080-5972-0885

④070-2492-4299 ⑤070-2492-4300

※戸田中学校からの電話は、上記の電話番号で発信することがありますので、ご承知おきください。

戸田中学校フェイスブック



1 本校のグランドデザイン



* 主な行事予定（令和7年度） * 令和7年2月1日現在

4月 8日	1学期始業式・入学式
7月 21日	1学期終業式
8月 25日	2学期始業式
12月 24日	2学期終業式
1月 8日	3学期始業式
3月 13日	卒業証書授与式
3月 25日	修了式



2 日課表・教育課程

(1) 日課表 (令和6年度)

授業	月は5時間	火・水・木・金は6時間	*朝読書 8:35～8:43
登校	～ 8:30	(5時間日課の場合)	
学活	8:30～ 8:43	5校時	13:40～14:30
1校時	8:50～ 9:40	清掃	14:30～14:50
2校時	9:50～10:40	学活	14:50～15:00
3校時	10:50～11:40	(6時間日課の場合)	
4校時	11:50～12:40	6校時	14:40～15:30
給食	12:40～13:10	清掃	15:30～15:50
昼休み	13:10～13:40	学活	15:50～16:00

(2) 教育課程 (令和6年度)

年間授業時数 週29時間×35週 = 1015時間

	1年生				2年生				3年生			
	年間	週時数			年間	週時数			年間	週時数		
		A	B	C		A	B	C		A	B	C
国語	140	4	4	4	140	4	4	4	105	3	3	3
社会	105	3	3	3	105	3	3	3	140	4	4	4
数学	140	4	4	4	105	3	3	3	140	4	4	4
理科	105	3	3	3	140	4	4	4	140	4	4	4
音楽	45	1.5	1	1.5	35	1	1	1	35	1	1	1
美術	45	1.5	1	1.5	35	1	1	1	35	1	1	1
保健体育	105	3	3	3	105	3	3	3	105	3	3	3
技術・家庭	70	2	2	2	70	2	2	2	35	1	1	1
英語	140	4	4	4	140	4	4	4	140	4	4	4
道徳	35	1	1	1	35	1	1	1	35	1	1	1
特活	35	1	1	1	35	1	1	1	35	1	1	1
総合	50	1	2	1	70	2	2	2	70	2	2	2
合計	1015	29	29	29	1015	29	29	29	1015	29	29	29

3 通知表における評価

- ①観点別評価を基本として、生徒の学習状況をその到達度で表します。
- ②観点別評価は各教科3観点についてA, B, Cの3段階で評価します。
- ③教科の評定は5, 4, 3, 2, 1の5段階で評価します。
- ④「総合的な学習の時間」「特別の教科 道徳」の評価は文章で記述します。



4 新入生準備登校・入学式

(1) 新入生準備登校

①期 日 令和7年3月25日(火)

②会 場 戸田中学校 体育館および教室

③日 程 8:30～ 8:40 体育館に集合 *8:20より前には登校しない。
8:40～ 9:00 出席確認・諸注意後、教室へ移動
9:00～ 9:30 理解度チェック(国語)
9:40～10:10 理解度チェック(算数)
10:15～10:35 諸連絡

④持ち物 ☐上履き ☐筆記用具 ☐靴を入れる袋

⑤留意点

- ・保護者の方の付き添いは必要ありません。また、服装は普段着とします。
- ・ただし、特別支援学級の生徒の保護者の方は、生徒と一緒に体育館にお越しください。
- ・欠席については、戸田中学校へ電話連絡してください。

なお、当日の欠席は、8:00～8:20の間に連絡してください。

担当:教頭 TEL 048-442-2627

(2) 入学式(変更の可能性もあります。詳細は戸田中学校のHPで確認してください。)

①期 日 令和7年4月8日(火)

②会 場 戸田中学校体育館

③日 程 ~12:50 新入生登校 *12:20より前には登校しない。
12:50～13:20 出席確認・式の注意・整列
12:30～13:15 入学式保護者受付(直前は混雑します。)
13:25～ 新入生入場
13:30～14:30 入学式
14:30 新入生退場
14:40～15:30 新入生学活
15:30～16:00 写真撮影(生徒・学年職員)

④持ち物 ☐3WAYバッグ ☐上履き ☐筆記用具 ☐給食承諾書
☐預金口座振替依頼書(信用金庫で確認印を受けたもの。)

⑤留意点

- ・昇降口前に新入生の氏名と学級が掲示されます。
- ・新入生は、掲示を確認後、自分の教室に入り、静かに待っていてください。
- ・保護者の方は、直接体育館に行き、受付を済ませてから入場してください。
- ・なお、靴を入れる袋をご用意いただき、靴は袋に入れて体育館の自席までお持ちください。
- ・駐車スペースがありませんので自動車での来校はご遠慮ください。
- ・路上駐車や近隣のコンビニエンスストア等への駐車は厳禁です。
また、自転車は校庭門から入り、プール横に並べて置いてください。

5 学校のきまり（令和6年度時点のものです）

（1）各種願・届について

- ①生徒手帳の諸届欄に必ず保護者が全てペンまたはボールペンで記入してください。
- ②欠席・遅刻の場合は、8：00～8：20の間に保護者が電話で連絡してください。
また、入学式後はオンラインでの連絡になります。
- ③学校からの電話は発信専用電話番号（目次頁参照）から行う場合があります。これらの番号は着信できませんので、折り返しの場合は048-442-2627へおかけください。
- ④早退・忌引等の場合は、その理由を記入し、お子さんを通して担任に届け出てください。
- ⑤平日の18：30～8：00と土日祝日の終日は、戸田中学校への電話はつながらない設定になっています。
- ⑥住所等の変更の場合は、速やかに担任に届け出てください。
- ⑦緊急時に備えて、4月以降に緊急連絡アプリ（C4thHome&School）の登録をお願いします。
戸田中学校の学校IDは、c112241todayです。端末の買い換え等の場合は、ログインIDとパスワードを必ずお手元にお控えください。
- ⑧学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）が必要なときは「学割申込書」に記入の上担任の認印を受け、事務室まで申し込んでください。（JR片道101km以上）

（2）登下校について

- ①登下校は、入学後に定めた通学路を徒歩で通学します。（自転車登校は認めません。）
- ②登校時刻は、8：00～8：20が目安です。
（出席確認は8：30～ 自席に着席していないと遅刻になります。）
- ③最終下校時刻は、新人戦終了後から2月まで17：30
3月～新人戦まで 18：00
定期テストの1週間前の部活動は中止です。
行事等で部活動を中止することもあります。

（3）服装について

①標準服

〈夏冬共通〉

戸田中学校の標準服（制服）を着用します。（休日・休暇中の登校を含む）

ワイシャツは、白の標準型のみ着用します。（ボタンダウン不可）スラックスを着用している場合は、ベルト（黒か紺で華美な飾りのないもの）を着用します。

〈夏服〉

ワイシャツは白の標準型を着用します。（長袖・半袖どちらでも可）学校指定の夏用スラックス、スカートを着用します。ネクタイ・リボンはつけず、第一ボタンを開けても構いません。

〈冬服〉

冬用の学校指定標準服、スラックス、スカート、長袖のワイシャツ（白の標準型）、ネクタイまたはリボンを着用します。

②校内の服装

標準服とし、左胸に名札を着用（学校内のみ）します。

冬服時は、ブレザーとジャージの下にセーターを着用することも可能です。

セーターやベストの色は、黒・紺（ワンポイント可）とします。

＊セーターの型はVネックのみとします。（ラインが入っているものは不可）

（丸首・とっくり型は不可）

③通学靴

運動靴を使用します。（運動に適しているもの）

（ハイカットの靴やデッキシューズ、革靴は不可）

④靴下

色は白・黒・紺とし、ワンポイントまで許可しています。足首の保護のため、くるぶしが覆えるものをご準備ください。（ルーズソックスは不可）（ラインのデザインは不可）

⑤熱中症対策

夏場の暑い時期には熱中症対策として帽子、日傘（華美な飾りのないもの）、ネッククーラーの使用を許可します。

熱中症対策グッズは、全て登下校時のみに着用します。

⑥防寒着

冬の寒い時期には防寒対策として、コート（ピーコート、ダッフルコートなどの形態で、華美な飾りのないもの）、手袋、マフラー、ネックウォーマーの使用を許可します。

防寒具は、すべて登下校時のみに着用します。

⑦衣替え

1 1月～4月 冬服 5月 冬服から夏服への移行期

6月～9月 夏服 10月 夏服から冬服への移行期 特別な場合は、別に定めます。

（４）頭髪・眉

清潔で学校での活動に適した髪型を心がけます。頭髪は目にかからないようにし、髪の毛が肩に届いたら結ぶなどして整えます。その際には、黒色のピンか黒・紺・茶色のゴムひもを使用します。また、熱や整髪料などによる整髪、染髪はせず、特異な髪型にはさせないでください。なお、髪型について気になることがあれば学校からお声かけさせてもらうこともあります。男女とも眉を変形させない。

（５）持ち物について

①通学バッグは本校指定のものを使用してください。（通称3way バッグ）ただし、通学バッグだけで足りない場合は、原則として本校指定のサブバッグを使用することも可能です。

②持ち物にはすべて記名し、いたずら書きをさせないでください。

③不要物は持って来させないでください。

持ってきてしまった場合は、指導後、保護者に来校していただき返却の措置をとります。

④教科書等は、生徒自らの判断で学校に置いていってよいものとしています。

ただし、長期休暇前（学期末）には全て持ち帰りとなります。

（６）スマートフォン、ゲーム機器等を用いたネット上のトラブル防止について

毎年スマートフォン、ゲーム機器等を利用したネット上のトラブルが発生しています。

①各ご家庭での、メディア利用上のルール作りを行ってください。

②保護者の管理の下で使用させてください。

③ネット上での発言や、他者とのつながりは十分に気をつけるよう、ご指導ください。

学校からの貸し出しタブレットの使用に関しては、「利用規約」の遵守をお願いいたします。

6 標準服などの販売店・記名について

(1) 標準服販売店

- ・みねぎし洋品店 本町1-11-12 日曜定休日
 441-3342
 営業時間（9：30～19：00）
 取扱品：標準服・ジャージ・体育着・戸田中3way バッグ
 戸田中サブバッグ

- ・大淵商店 新曽南2-1-20 月曜定休日
 441-2251
 営業時間（9：30～18：00）
 取扱品：標準服・ジャージ・体育着・戸田中3way バッグ・
 戸田中サブバッグ・上履き・体育館履き

- ・イオンスタイル北戸田 美女木東1-3-1
 営業時間（9：00～22：00）
 取扱品：標準服

- ・スクールベンアリオ川口店 川口市並木元町1-79 水曜定休日
 営業時間（13：30～18：30）
 取扱品：標準服

- ・スクールベン川口前川店 川口市南前川2-14-14 水曜定休日
 営業時間（10：30～18：30）
 取扱品：標準服

＊令和7年度新入生の使用する上履きの色は緑になります。

＊今年度より、上履きと体育館履きが兼用のもの1足購入となります。

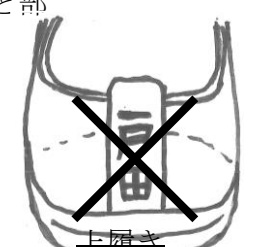
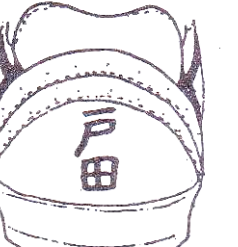
入学前、体操着等を購入する際に、柔道着等の体育で使用する用具の購入を勧められる場合があります。入学前に購入される場合は、就学援助の対象外となりますので、ご注意ください。なお、柔道又は剣道の実施については、入学後に学校が決定します。必要な柔道着等の用具等の準備については、本校から別途ご案内します。

(2) 上履き、ジャージ等の記名について

学校で使用するものについては、紛失・トラブル防止のため、必ず記名（名前を書く）するようにしてください。

①上履き、体育館履きの記名の仕方

つま先部  上履き (令和7年度入学生より廃止)  上履き	・名前は漢字で書く。 ・黒のマジックで大きく書く。
--	--

かかと部  上履き (令和7年度入学生より廃止)  上履き	・下駄箱に入れた時に自分の名前がわかるように漢字で書く。 ・つま先部と同じく黒のマジックで書く。
--	---

・上履きは予め全ての穴にひもを通し、すぐに運動できる状態にしておいてください。

②ジャージ、体育着の記名の仕方

《個人名付け位置》



*ご家庭にて
アイロンでお付けください。



どちらも左胸です。

・アイロンのみでは、とれやすい場合がありますので、必要に応じて縫い付けてください。

7 部活動

(1) 意義

個人の趣味を生かし、特技を伸ばすとともに、友情を深め、心身を鍛える。

(2) 戸田市部活動方針抜粋（詳細は戸田市教育委員会のHPを参照してください）

- ①休養日 平日1日以上、土日は1日以上休養日
- ②活動時間 平日2時間以内、土日は3時間程度以内
- ③早朝練習 朝練習は原則として行いません。
- ④活動計画の共有 ⑤参加大会の精選
- ⑥いじめ・体罰の禁止、安全管理



(3) 加入・入部（令和6年度）

- ①希望加入制とし、外部団体に所属する場合、または部活動に所属しない場合は、生徒・保護者が年度初めに「部活動不加入届」を提出します。
- ②保護者引率により、個人での参加もあります。（水泳・柔道等 詳細は入学後、担任に問合せてください。）
- ③新入生については、入学直後に生徒会によるオリエンテーションを行います。
- ④仮入部期間中は、様々な部活動を体験することができます。

(4) 主要な大会（令和6年度）

名称	二市（戸田・蕨）大会	県南大会	県大会	備考
学校総合体育大会	5月下旬	6月下旬	7月下旬	公式戦
新人体育大会 兼県民総合体育大会	9月下旬	10月上旬	11月上旬	

上記の他に、土・日曜日には練習試合を行う場合があります。

また、各部活動により様々な大会やコンクールに参加しています。

(5) 部活動名及び主な費用等（令和6年度）

部活動名		主な費用等
バスケットボール	男子	・部費年間約5,000円 ・Tシャツ 約2,500円 ・ウインドブレーカー 約10,000円 ・バスケットパンツ2,500円 ・以下は希望者のみ（ロングTシャツ・バッグ・トレーナー）
	女子	・ウインドブレーカー 11,600円前後 ・練習用Tシャツ2,200円 ・練習用バスパン2,200円 ・バッグパック6,900円 ・シューズは個人持ち ・ロングTシャツ2300円（希望者のみ）
サッカー		・部費年間 約7,200円 ・ウインドブレーカー 約10,000円 ・ユニフォーム等 約18,000円

バレーボール	男子	・部費年間 5,000 円 (予定) ・登録費 600 円 ・協会Tシャツ 2,000 円(希望者) ・ウインドブレーカー 約 10,500 円 ・リュック 9,200 円 ・シューズとサポーターは個人もち
	女子	・部費年間 4,000 円 ・ユニフォーム (下) 約 3,000 円・登録費 600 円 ・練習着等合計約 8,000 円 ・ウインドブレーカー 約 10,000 円 ・シューズとサポーターは個人持ち
ソフトテニス	女子	・部費年間 約 6,000 円 ・ラケット、テニスシューズ 約 10,000 円 ・ユニフォーム、ゼッケン、ウインドブレーカー合計 約 20,000 円
野球		・部費年間 約 8,000 円 ・試合着、帽子、ウインドブレーカー、バックパック合計 約 30,000 円 ・道具の貸し出しを行っています。
卓球	男子	・ユニフォーム (上下) 約 10,000 円 ・大会参加費(参加者のみ) 1 大会 300～500 円 ・ラケット、シューズ合計 約 15,000 円 ・登録費 800 円
	女子	・ラケット ・シューズ 約 10,000～20,000 円 ・ウインドブレーカー 約 10,000 円・ユニフォーム (上下) 約 10,000 円 ・カデット大会参加費 (希望者のみ) 1 大会 500 円程度 ・部費 2,000 円 ・協会登録費 800 円
陸上競技		・部費年間 4,000 円・スパイク約 10,000 円・部活Tシャツ 2,500 円 ・ウインドブレーカー約 10,000 円・ユニフォーム (上下) 約 10,000 円 ・陸連登録費 1,150 円 ・その他大会にかかる費用
ハンドボール ※女子は募集停止の可能性あり。		・部費年間 約 3,000 円 ・大会参加費(年間) 2,500 円※中体連主催の大会に関しては別途支給 (一人 1,000 円) ・ウインドブレーカー 約 12,000 円 ・Tシャツ、ユニフォームパンツ等 約 7,500 円
バドミントン	女子	・部費 (シャトル) 年間約 6,000 円 ・ラケット、シューズ、ユニフォーム、ウインドブレーカー 合計約 35,000 円
剣道		・部費、剣道連盟費、昇段審査登録料年間約 23,000 円 ・防具、道具等 50,000 円～
ボート		・部費年間約 10,000 円 ・大会参加費 (大会毎に集金) ・ユニフォーム、ウインドブレーカー 合計 約 15,000 円 ・全国大会へ出場する場合は合計約 70,000 円
吹奏楽		・部費年間約 22,000 円 ・マウスピース等の用具等 約 5,000 円～30,000 円 ・各セクションによって異なるため詳細は顧問まで

科	学		・ 実験の材料費 ※令和 6 年度は年間 500 円	
家	政		・ 製作や実習についての材料費（個人製作物等）	
英	語		・ 部費等の集金なし	
パ	ソ	コ	ン	・ 毎日パソコン入力コンクール参加費 約 1,000 円（大会毎に集金） ※部員で参加、不参加を決めます
美	術		・ 材料費	
生活（8組のみ）			・ 材料費	

上記の他に遠征費等（交通費や用具の運搬費等）が必要となる場合があります。

（大会等の様子）



8 諸経費の集金について

本校では諸経費（給食費・教材費等）を、**巣鴨信用金庫の口座振替（引き落とし）**にて集金しております。入学式当日までに必要な手続きがありますのでご協力ください。

また、入学後は残高不足による未納が発生しないようあわせてご協力ください。

（１）手続き

巣鴨信用金庫の口座をお持ちでない方

巣鴨信用金庫にて、普通預金口座を開設してください。

全員

- ① 配布済みの「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入してください。
- ② 巣鴨信用金庫へ持参し、処理を受けてください。
- ③ 「預金口座振替依頼書」の2，3枚目が返却されます。
- ④ 返却された「預金口座振替依頼書」のうちの**2枚目（右上に“企業用②”とある紙）のみを、入学式の日にご提出ください。**（お子さまに持たせてください）

（２）口座振替（引き落とし）の流れ

- ・振替日は、集金がある月の「13日」（土日祝日の場合は翌営業日）です。
なお集金が無い月もあります。
- ・振替日の前日までに、集金額＋引落とし手数料55円を口座に入金しておいてください。
- ・残高不足で振替ができなかった場合、生徒経由でご家庭に未納通知をお渡しします。
未納分は学校長口座に振り込んでいただくこととなります。

（３）諸経費内訳

- ・集金額とスケジュールは、学年ごとに会計担当者が決定し、お知らせいたします。
- ・1年生は給食費・学年費・PTA会費 合わせて8万円ほどを、年間6回程度に分けて集金する予定です。
- ・スキー教室の費用（約5万円）は旅行会社による旅行積立で集金します。

※現時点での見込み集金額 確定版は入学後にお知らせします。

費 目	金 額	備 考
給食費	¥ 50,600	¥4,600×11ヶ月分 ※就学援助認定者は免除されます
学年費	¥ 26,000	副教材、実習材料、スポーツ振興センター掛金等
PTA 会費	¥ 1,200	任意加入のため、入会者のみ徴収
計	¥ 77,800	

(4) 口座振替依頼書 記入例

① 新規 2 変更

1 に○

預金口座振替依頼書

(金 庫 用) ①
依 頼 日
令和 7 年 2 月 13 日

巢 鴨 信 用 金 庫

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名
戸田市立戸田中学校

お申込者	住所	(〒 335 - 0023) (TEL 048 - 442 - 2627) 戸田市本町 5 - 8 - 4 6	
	フリガナ	トダ タロウ トダ ハナゴ	
	氏名	戸田 太郎 (戸田 花子) 様	

※2枚目にも

預金者名	フリガナ	トダ タロウ	
	氏名	戸田 太郎	

保護者名 (生徒名) の順序で記入

指 定 預金口座	巢 鴨 信 用 金 庫 戸 田 支 店	預金種目	①.普通 (総合) 2.当座 3.その他		
	金融機関コード 1 2 5 6 店舗コード 0 1 0	口座番号	0 0 0 0 0 0 0 0		

引落口座の名義

戸田支店以外でも可

引落口座の口座番号

お届印
印

1枚目に
預金口座届印を
押印

2枚目に
預金口座届印を
押印

※2枚目にも

す。

—— 預金口座振替規定 ——

(5) 巢鴨信用金庫 戸田支店について

住所：戸田市本町 3 - 1 0 - 4

電話：0 4 8 - 4 4 1 - 1 9 4 1 窓口営業時間：平日 8 時 5 5 分～1 5 時

※口座開設には、届出印・本人確認書類が必要です。

(6) 就学援助制度について

戸田市では、お子さまがお金の心配なく楽しく元気に学校に通えるよう学用品費や給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

- ・現在、小学校にて就学援助制度の対象者に認定されている方は中学校でも継続認定されます。進学にあたり特別な手続きは不要です。
- ・現在、小学校にて就学援助制度の対象者に認定されていない方も 4 月からの申請を行う事ができます。詳しくは次ページ以降をご参照いただき、ご不明な点がございましたら戸田市教育委員会 学務課 (048-441-1800 内線 303) 又は本校事務室 (048-442-2627) へお問い合わせください。

4月から戸田市立小学校へ入学されるみなさま
市外から転入し4月から戸田市立小中学校へ転校されるみなさまへ
（「令和6年度 就学援助制度のお知らせ」補足資料）

戸 田 市 教 育 委 員 会

戸田市では、お子さまが小・中学校へ通学するうえで経済的な理由によりお困りのご家庭に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

本資料は、4月から戸田市立小学校へ入学されるお子さま・市外から転入し4月から戸田市立小中学校へ転校されるお子さまに関する就学援助制度の補足資料となります。就学援助制度の案内資料である「令和6年度 就学援助制度のお知らせ」と併せてお読みください。

◇ 提出期限の補足

4月から戸田市立小学校へ入学されるお子さま・市外から転入し4月から戸田市立小中学校へ転校されるお子さまについての受付等スケジュールは、以下のとおりとなります。

令和7年4月30日までに学校若しくは学務課へ提出された申請については、4月分の就学援助費から支給いたします。

令和7年5月1日以降（令和7年5月1日を含む）に提出された申請については、6月分の就学援助費から支給となりますのでご注意ください。

4月から戸田市立小学校へ入学されるお子さまについての申請受付開始は、令和7年1月9日となります。

	申請受付期限	審査結果	振込予定日
①	令和7年1月31日	令和7年2月中旬頃	令和7年2月28日
②	令和7年2月28日	令和7年3月中旬頃	令和7年3月31日
③	令和7年3月31日	令和7年4月中旬頃	令和7年4月30日
④	令和7年4月30日	令和7年5月中旬頃	令和7年5月30日

- ※ 審査結果は、②までは郵送、③以降は学校を通じて通知いたします。
- ※ 新年度に戸田市立小学校1年生となるお子さまと市外から転入し4月から戸田市立小中学校1年生となるお子さまに係る新入学児童生徒学用品費の支給は、④の受付期限を過ぎて申請された方は対象となりませんのでご注意ください。
- ※ 戸田市立小学校に通っていて4月から戸田市立中学校1年生となるお子さまに係る新入学児童生徒学用品費の支給は、③の受付期限を過ぎて申請された方は対象となりませんのでご注意ください。
- ※ 転入して来られた方で、前の自治体で新入学児童生徒学用品費を受給している場合は、戸田市からは支給できません。

◇ 戸田市へ転入された方へ

令和6年1月1日に戸田市に住民票があった方以外は、添付書類が必要となります。

「令和6年度 就学援助制度のお知らせ」の「3.添付書類について」を必ず確認し、申請書と併せてご提出ください。

添付書類が不足している場合は、不認定となります。

不認定となった後、再申請をされた場合の取り扱いは、再申請の受付日が基準となりますので、ご注意ください。

<問い合わせ先> 戸田市教育委員会 学務課 TEL 048-441-1800（内線303）

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

戸田市教育委員会

戸田市では、お子さまが小・中学校へ通学するうえで経済的な理由によりお困りのご家庭に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

援助を希望される場合は、以下の説明をお読みのうえ、受付期間内に申請してください。

1. 就学援助を受けることができる方

戸田市に住所を有し、戸田市立小・中学校に就学する者と同一世帯に属する保護者で、経済的要件に基づき、市が認定した方となります。

(1) 同一生計世帯の所得合計額が認定基準以内の方

(2) 令和6年1月以降、家計が急変し、就学が困難となった方(添付書類が必要となります。学務課にお問合せください)

※ 生活保護を受けている方は、重複受給となるため就学援助を受けることはできません。

※ 児童扶養手当を受給されている方も、所得審査があります。

2. 申請方法等

◇ 提出書類

「就学援助費受給申請書」及び「添付書類」。(添付書類は「3. 添付書類について」を参照)

申請書は市内の小・中学校及び教育委員会学務課(市役所3階)にあります。

※ 申請書裏面の記入例及び注意事項をお読みのうえ、必要事項をご記入ください。

※ 消えるボールペンは使用しないでください。

◇ 提出先

お子さまの通学する戸田市立小・中学校又は学務課へ提出してください。(郵送不可)

◇ 提出期限

・ 就学援助制度は7月から翌年6月までです。(中学校3年生は3月まで)

・ 7月から適用を受けたい場合の提出期限は、令和6年6月28日まで(学務課)です。

※ 学校へ提出する場合、提出期限は学校が定める期限によります。

・ 令和6年7月1日以降の申請は、随時、学校・学務課で受け付けますが、認定となった場合の適用は、申請をした月の翌月からとなります。

提出した申請書の記載事項に変更が生じた場合は、必ず学務課へご連絡ください。
審査前であれば申請の無効、審査・認定後であれば認定の取り消しとなる場合があります、
受給を希望する場合、再申請が必要となります。
再申請の結果が「認定」となった場合の適用は、再申請の翌月からとなります。

3. 添付書類について ※添付書類は下記を確認のうえご準備ください。

令和6年1月1日に戸田市に住民票があった方 → 添付書類は原則として不要

令和6年1月1日に戸田市に住民票がなかった方 → ※令和6年度 課税(非課税)証明書

※ 令和6年度課税(非課税)証明書について

・ 証明書は、令和6年1月1日現在にお住まいの市区町村で発行されます。

・ 証明書の名称は、課税証明書・所得証明書など、市区町村により異なります。

令和5年1月～令和5年12月の「所得額」、「各種控除額」が記載されている証明書を取得してください。

・ 申請書に記載した世帯員で、18歳以上の方全員の証明書を添付してください。

別途書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 申請の結果・通知

申請をした月の翌月中旬頃、学校をとおして結果を通知します。

5. 申請の注意事項

- (1) 戸田市では就学援助申請の際の同意に基づいて、審査の際に申請世帯の住民票関係情報、市民税関係情報、生活保護実施関係情報を確認します。
- (2) 所得の申告内容が審査時点で確認できない場合（給与所得のみで年末調整されている方を除く）は、審査ができませんので不認定となります。あらかじめご了承ください。
- (3) 申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取消し、支給済みの援助費をお返しいただくこともあります。
- (4) 転出入に伴い、就学援助における支給状況を他市町村へ照会・情報提供することがあります。
- (5) 申請に際しては、学校納入金等に未納がある場合に、認定者への振込金を充当することへの同意が必要となります。
- (6) 父、母、祖父母など、同一生計世帯全員の合計所得により審査します。
 単身赴任をしている保護者や二世帯住宅等の同居者も同一生計世帯に含めます。
 ※「同一生計者」とは、次のいずれかに当てはまる方です。
 - ① 住民票上、同一世帯の方
 - ② 住所は異なるが、その所得により申請者の児童・生徒の生活を維持している方
- (7) 収入額・需要額が生活保護基準の1.3倍未満の場合、認定となります。年齢・世帯構成によって認定となる所得が異なります。お問合せいただいても具体的な金額は回答できません。なお、所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額です。
- (8) 就学援助は、通常、前年1年間の所得にて審査を行いますが、失業、災害、犯罪被害等により家計急変した場合も申請を受け付けております。
 家計が急変したことを証明できる書類により、直近の収入状況を踏まえた審査を行います。個別にご相談ください。

6. 就学援助内容

※金額は予定額であり、変更となることがあります。

支給費目	小 学 校		中 学 校		説 明
	対 象	金 額 (円)	対 象	金 額 (円)	
学校給食費	1～6年	実費相当額	1～3年	実費相当額	各戸田市立小・中学校へ振込
学用品費等	1年	月額 1,103	1年	月額 2,254	年4回支給(7月、10月、1月、4月の月末頃支給)
	2～6年	月額 1,292	2・3年	月額 2,443	
※新入学児童生徒学用品費	就学前	※ 57,060	小学校6年	※ 63,000	2月、3月適用者に支給(それぞれ2月、3月末頃支給)
	1年	※ 57,060	1年	※ 63,000	4月現在適用者に4月末頃支給
オンライン学習通信費	1～6年	月額 1,167	1～3年	月額 1,167	年4回支給(7月、10月、1月、4月の月末頃支給)
※体育実技用具費(柔道着・剣道着)	—	—	1～3年	学校の報告に基づく実費相当額	限度額あり 購入者に支給(3年度内に1度)
修学旅行費	6年	学校の報告に基づく実費相当額	3年		実施後支給
林間学校費	5年		1年		実施後支給(限度額あり)
卒業アルバム代	6年		3年		限度額あり

- ※ 1年生の新入学児童生徒学用品費は、適用日に応じて入学前、もしくは入学後に支給します。(1回限り)
 申請受付期限以降に申請された方は対象となりませんのでご注意ください。
 (受給後に転出をした場合は重複受給がないよう、転出先自治体へ通知します。)
 (転入者など他の自治体も含め、入学前に受給済みの場合は重複して受給できません。)
- ※ 体育実技用具(柔道着・剣道着)費について、中学校入学前の体操着等を購入する際に、体育実技用具の購入を勧められる場合があります。入学前に体育実技用具を購入される場合は、就学援助の対象外となりますので、ご注意ください。なお、柔道又は剣道の実施については、中学校入学後に学校が決定します。体育実技用具の準備については、学校から案内をされてから購入してください。

<問い合わせ先> 戸田市教育委員会 学務課 Tel.048-441-1800(内線303)

9 学校給食と食物アレルギーについて

(1) 学校給食について

- ・給食は、1日の必要栄養量の3分の1が摂れるように栄養価計算をし、提供しています。
- ・給食で使用する食材は国産を優先して選定し、埼玉県産・戸田市産の食材、行事食や旬の食材を使って提供しています。
- ・給食費は、月額4600円（1食281円）です。
- ・病気等で5日以上連続して欠席する場合は、給食を一時停止することができます。ただし連絡を受けてから数日を要しますので、5日前までに連絡をお願いします。
- ・給食は、教育の一環として、生徒の望ましい食習慣が身につけられるよう取り組んでいます。
- ・以下につきまして、ご家庭でもぜひ話題にいただき、ご協力をお願いいたします。

～ご家庭でもご協力いただきたいこと～

- ・集中して食べる
- ・お箸を正しくもつ
- ・食器を正しく配置する
- ・食事の準備のお手伝いをする
- ・朝食を食べて学校に来る
- ・好き嫌いをなく食べる

(2) 食物アレルギーを有する生徒への対応

- ・食物アレルギーを有する生徒への対応は、生徒の健康に大きく関わるため、「学校生活管理指導表」（医師記入）と「食物アレルギー個別取組プラン」（保護者記入）を提出していただいた方とさせていただきます。
- ・今までに食物アレルギーがあり、医師により管理不要と診断されていない方は給食が始まる前までに個別の面談を実施し、対応を決定させていただきます。
- ・そば、キウイ、いくら、たらこ、ピーナッツ、木の実類・種実類（カカオ、栗、ごま、木の実類・種実類由来の油を除く）は、学校給食では使用しません。
- ・特定の食材を取り除く「除去食」を提供しています。対応食材は加工品を除く卵、乳のみです。対応食材以外にも食物アレルギーを有する場合は除去食の提供ができません。また、除去食は3パターン（卵、乳、卵と乳）の対応とし、個別の容器で配送します。
- ・代わりのものを提供する「代替食」は行っておりません。
- ・食物アレルギーの対応を希望されるご家庭には、資料等でお知らせを毎月配付いたします。
- ・年度途中でも学校生活において食物アレルギー対応が必要となった場合は学校までご連絡ください。

(献立の例)



(行事食の例：七夕)



令和7年2月7日

保護者 各位

戸 田 市 長

学校給食費について（お願い）

秋涼の候、皆様方にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、学校給食は在学するすべての児童生徒に対して実施されることになっております。

戸田市では安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めてまいりますので、皆様方には別紙「戸田市学校給食について」の事項に御理解と御協力をいただき、学校給食費の期限内納入に御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、学校給食費の納入をより一層推進するため、入学時に別紙「戸田市学校給食承諾書」の提出をお願いしております。このことは、保護者様と戸田市が給食の提供を書面にて確認する形式とするものです。

大変お手数をおかけいたしますが、学校給食の運営に必要な書類となりますことから、この趣旨を御理解いただき、入学する学校の入学時に御提出いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

戸田市教育委員会事務局 学校給食課
電話 048-442-5065

戸田市学校給食について

《学校給食の目標》

- ・適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- ・日常生活の食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営む判断力を培い、望ましい食習慣を養う。
- ・学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- ・我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。

《学校給食費のお支払いについて》

学校給食費は、学校給食法により、保護者に負担していただくことになっております。毎月各学校が徴収し、学校が戸田市の指定口座に振り込んでいます。

《学校給食費について》

- ・小学校 月額 4,000円 一食単価 244円
- ・中学校 月額 4,600円 一食単価 281円

納入していただく上記の給食費は、給食の主食や副食等食材の購入をするための費用となっており、給食の実施に必要な施設や設備に要する経費等を含めると、実際の一食単価は500円以上の費用が掛かっていますが、その差額については市が負担をしております。

《就学援助制度について》

戸田市では、小・中学生を養育している保護者で、経済的な理由などにより学用品費や給食費のお支払でお困りの御家庭に対して、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。詳しくは、戸田市教育委員会事務局学務課までお問い合わせください。

《学校給食費の減免》

戸田市立の小・中学校に在籍する児童及び生徒の一定の要件の下、3人目以降の児童及び生徒の学校給食費について減免いたします。

※なお、実施事業内容により、制度が変更となる場合があります。

《学校給食費が未納になると》

期限内に納めていただいている保護者との公平性が確保できないことに加え、給食食材の購入にも影響を及ぼし、学校給食の運営に支障をきたすことになります。

《学校給食予定献立表について》

学校給食予定献立表は、通学する学校を通して毎月、配付いたします。

《アレルギーについて》

食物アレルギーを有するお子様につきましては、給食センター受配校、単独調理場設置校で対応が違いますので、各学校に御相談いただき、後日、個別面談により、決定させていただきます。

なお、「そば、ピーナッツ、木の実類・種実類（カカオ、栗、ごま、木の実類・種実類由来の油を除く）、キウイ、いくら、たらこ」は、学校給食では使用しません。

1. 学校給食センター受配校の場合

・対応食材について

卵、乳

・対応について

除去食は「卵・乳・卵と乳」の3パターンです。

・適応外について

対応食材以外にアレルギーを保有している場合。

例：「卵と小麦」のアレルギーを保有している場合は除去食の提供はできません。

・提供給食について

① 対応食材を除去したものを個別の容器に入れて提供します。

② 汁物、煮物、炒め物の対応となります。

※加工品や学校へ直接配送される食品（主食類、デザート等）は除去の対象外です。

③ アレルギー該当食材が出る献立の日は、安全面の配慮からおかわりは禁止です。

④ 除去食のない日は通常の給食を提供します。

アレルギー食調理室は、専用の調理室ですが、食材搬入口、給食配送口などの調理施設は共有ですのでアレルゲンの微量混入が完全に否定できないことをご了承ください。

2. 単独調理場設置校の場合

単独調理場の各学校の施設、設備を考慮し可能な範囲で除去食を提供します。

除去食を基本とした対応をしますが、原因食品が多く給食では対応できない場合やアナフィラキシーなど症状が重い場合、調味料やコンタミネーションに反応してしまう場合には原則弁当持参とします。

10 学校保健

中学生は、心身ともに大きく成長する大切な思春期を迎えています。同時に、自分で考えて健康になるための実践や行動ができるようになります。健康の自立ができるように、次のことに注意してください。

(1) 5つの快

- ①快 食 : 特に朝食は1日の活力となり、脳や体の働き、成長にも影響します。バランスの良い食事をしっかり食べさせてください。
- ②快 眠 : 入学直後は環境の変化で生活のリズムが崩れがちです。早めに床につき、7～8時間の睡眠をとりましょう。
- ③快 便 : 朝寝坊による排便のがまんは、腹痛や便秘につながります。定期的な排便習慣を身につけましょう。
- ④快 動 : 運動は心身の発達に大切な意義をもっています。部活動等でいい汗を流しましょう。
- ⑤快 笑 : 中学生は悩みの多い時期でもあります。家族や友人、先生などとコミュニケーションを取り、ストレスや不安を解消しましょう。

(2) 保健室からのお願い

- ①毎日、ご家庭で健康観察を行い、体調の悪い時は無理をさせないようにしましょう。
- ②学校生活で配慮を要する病気・アレルギー・運動制限などは保健調査（マル秘扱い）に、詳しく書いてください。また、担任や養護教諭にもご相談ください。
- ③保健室は、医師にかかるまでの応急処置をしたり、一時的に休養したりと、病気の予防と健康の保持増進のための中心となる場です。継続しての処置、治療を行うところではありません。また、内服薬・点眼薬は常備していません。
- ④感染症にかかった疑いのあるときは、早めに医療機関を受診してください。医師の許可が出るまで登校をお控えください。また、医師により感染症と診断された場合は出席停止扱いとなり、欠席にはなりません。（医師の証明書は必要ありません。）**電話か Google フォームにて学校へお知らせください。**

【主な感染症名と出席停止期間】

感染症名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後 5日を経過し、かつ、症状が軽快※した後 1日を経過するまで。 ※解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸症状が改善傾向にあること。
インフルエンザ	発症した後 5日を経過し、かつ解熱した後 2日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	症状がなくなった後 2日を経過するまで

百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
・感染性胃腸炎（ウィルス性胃腸炎） ・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症 ・流行性角結膜炎・伝染性膿痂疹（とびひ）	医師から登校の許可があるまで

⑥予防接種は、「健康カレンダー」（戸田市福祉保健センター発行）を参照し、各自、体調の良いときに計画的に受けるようにしましょう。※該当年齢で受ける

⑦生徒家庭連絡票は、いつでも連絡がとれるよう、複数の連絡先を記入してください。

また、連絡先等に変更があったときには、すみやかに学校へ連絡してください。

⑧学校の管理下（準管理下）で発生した災害について

管理下（授業中・休憩時間中・部活動中・校外学習等）の災害は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。

（3）独立行政法人日本スポーツ振興センター医療費等の給付について

戸田市教育委員会では、市立小中学校に在学するお子さん達の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

これは、学校の管理下（通学途中も含む）で起こった災害に対して、その治療費や見舞金の給付を受けることができる共済給付契約です。ただし、第三者の行為による災害のため、損害賠償などを受けた場合（交通事故を含む）、その適用は除外されます。

医療費の総額 5,000 円以上（保険証利用で自己負担額 1,500 円以上）が対象になります。

【申請に必要な書類】

①医療等の状況（医療機関が記入する用紙） ②調剤報酬明細書（薬局が記入する用紙）

③口座振込払依頼書（保護者が記入し、通帳のコピーを添付する） など

学校管理下の災害は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度を利用してください。

【問合せ先】

各学校または戸田市教育委員会 学務課 電話 4 4 1 - 1 8 0 0 内線 4 4 8

【その他の注意事項】

①生活保護世帯の生徒は、福祉事務所より支給されるので医療費の支給はありませんが、障害見舞金と死亡見舞い金については支給します。

②医療費の給付は、健康保険で、その傷病が治癒するまでにかかった医療費の総額が 5,000 円（500 点）以上の場合に支給されますが、達しない場合は子ども医療費助成制度を利用してください。

③給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間請求を行わないと時効によって給付を受ける権利が消滅します。

④医療費の支給は初診の日から 10 年間支給し、10 年を経過した以後は、給付は打ち切られます。なお、不明な点は学校もしくは教育委員会へお問い合わせください。

(4) 学校医・歯科医・薬剤師（敬称略）

	名前	医療機関・薬局名	名前	医療機関目
内 科	桐山 裕二	桐山クリニック	大島 祥男	大島内科クリニック
耳鼻科	高橋 秀明	たかはし耳鼻咽喉科	中上 桂吾	戸田笹目耳鼻科
歯 科	平塚 健	ひらつか歯科クリニック	板橋 裕	板橋歯科医院
薬剤師	小林 香織	かみとだ薬局		



「戸田中学校 PTA について」

先ず[PTA とは…]
P=Parents(保護者)
T=Teacher(先生)

A=Association(組織) の略称です。
子どもたちの健やかな成長のために、親 (Parent) と先生 (Teacher) だけでなく、家庭・学校・地域社会が共に協力し合って、さまざまな活動を行う集まりです。

【戸田中 PTA の特色は】

- ★子供たちの為に参加したいと思える活動をするPTA
- ★関わり方を自由に選択できるPTA
- ★保護者⇄教職員、保護者同士のパートナーシップを育むPTA
- ★会費は1 家庭、月額 100 円(年額/1,200 円)

PTA活動を通してみんなの輪が広がり、絆を深めれば子供たちのたくさんの笑顔を育んでいけます！
更に申し上げますと…



[1]入退会自由

以前は半ば自動的に会員となっておりましたが、これらを是正しPTAの趣旨・活動内容にご賛同頂けるご家庭のみ入会申込書を頂いております。

[2]専門部の廃止、部長・副部長等の役職廃止

以前のような〇〇部・部長、副部長等の役職を廃止し「学年委員」への立候補を経て学校行事(活動内容)ごとにお手伝いをお願いしております。

[3]活動の選択

学年委員へ立候補して頂いたとしても学校行事(活動内容)へのお手伝いに参加するか否かは自由です。

『前向きに出来ることを出来る人たちで行う！』 は会長・副会長をはじめ学年委員のみなさんも同じスタンスです。

【具体的な活動内容(予定)】

[1] 体育祭のお手伝い	[5] 卒業記念品の準備
[2] 合唱祭のお手伝い	[6] 学校保健委員会への参加(年 2 回開催)
[3] PTA 会員を対象とした高校説明会	[7] 戸田市 PTA 連合会、スポーツ交流会(ソフトバレーボール)への参加
[4] リサイクル制服の販売会	[8] 学校⇄PTA との懇談会／家庭教育学級の企画・運営

◆もちろん、どの活動(お手伝い)も参加は自由です♪ 無理のない範囲でご協力頂けると嬉しいです(^▽^)/

【Q&A】

Q.加入しないと子供に不利益はありますか？

A)不利益はありません。PTA会費の使用やPTA活動自体は我が子の為だけではなく、すべての子供たちの為に平等に行われます。個人感情は一旦忘れて戸田中に通うすべての子供たちの為にもPTAへの賛同・加入をお願いします

Q.PTA 会費はどのように使われますか？

A)卒業生への記念品、部活動への補助、校内設備の拡充、PTA活動など子供の教育環境向上に使われます。

Q.PTA がなくなると…

A) 体育祭や合唱祭などの学校行事の運営が円滑に進まず先生や生徒の負担が増えます。
その結果、生徒の活動時間・活動場所が縮小されてしまい教育環境の悪化が懸念されます。



戸田中公認キャラクター しうん君
(紫雲・縁起の良い紫色の雲)

【副会長・学年委員を経験された方の声】

▽戸田中の PTA は自分のできる範囲で PTA 活動に参加できるという考え方があったので、参加しやすかったです。

また、とても気になっていた子供の学校生活の一部を直接または間接的に知ることができたこと、先生方からも直接お聞きできる機会があったことは、想像以上の喜びでした。

▽PTA の立場で行事を支えるのは、達成感もありとても楽しかったです！「PTA は大変…」と感じていてはもったいない!!

▽学校での子供たちの様子を垣間見ることが出来て、今までよりも学校との距離が近くなったように思います。活動し色々な方とお話する機会があり、参加していて楽しいです。

▽中学校の活動内容や雰囲気を知りたいと思い、PTAに立候補しました。私自身を含め、仕事をしている人もたくさんいます。お手伝いできることを、できる範囲で携わることができるので、無理なく活動に参加することができ、学校や子供たちがどのような活動しているかを近くで感じることができました。PTAのみなさんは、積極的な方ばかりでとても頼りがいがあります。

印象に残っていることは、コロナ 5 類後の全校で行う運動会の打ち合わせで、校長先生は絵が得意ということを知ったこと、みなさんと汗だくでテントの片付けをしたことです。いい汗かきました♪ 来年も引き続きPTAとして活動に参加したいと思います。



戸田中学校 さわやか相談室



「さわやか相談室」ってどんな時に行くの？
だれでも気軽に相談できる場所です。
学校のこと、友達のこと、自分の性格のことなど、
困ったり、悩んだりした時に、自分で解決できるように、
一緒に寄り添って考えます。
一人だけで考えずに、まずは相談してみませんか？



利用案内

- ・開室時間 月曜から金曜（祝日を除く）10:00～16:30
- ・場 所 東校舎 1 階
- ・相談方法 電話による相談または、面談による相談
- ・直通電話 048-442-3015
- ・スタッフ さわやか相談員
ボランティア相談員
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
- ・利用対象 本校生徒とその保護者の方、地域の小学校児童とその保護者の方
まずはお電話をお待ちしております。
さわやか相談室内に個室も備えています。



戸田市学校給食承諾書

令和 年 月 日

(あて先) 戸田市長

私は、下記児童生徒の保護者として、通学する学校を卒業するまでの間、学校給食の提供を受けることを承諾します。つきましては、戸田市が定める学校給食費を納入することを約束いたします。

記

※下記の枠内を御記入ください。

保護者	住 所	〒
	氏 名	
	電話番号	

児童・生徒	フリガナ		学 校 名	学年	性別
	氏 名		戸田市立 学校	年	男・女
	生年月日	平成 年 月 日			

※ この承諾書は、児童生徒 1 人につき 1 枚ずつ記入し、通学する学校へ提出してください。

※ 理由なく学校給食費を滞納した場合、納入義務者（保護者）の方へ法的措置をとることがあります。

お問い合わせ先

戸田市教育委員会事務局 学校給食課

電 話 0 4 8 - 4 4 2 - 5 0 6 5

新入生保護者説明会 質問フォーム

本日は、保護者会に参加いただきありがとうございました。

不明な点がございましたら、入力をお願いします。

回答は、後日学校 HP で公開いたします。

